

## にのへシャドーズキャラクター取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、にのへシャドーズのキャラクター「にのへシャドーズのフィクサー」(以下「フィクサー」という。)の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (権利)

第2条 フィクサーに関する一切の権利は、二戸市特産品開発推進協議会(以下「協議会」という。)に属する。

### (意匠使用の申請)

第3条 フィクサーの意匠を利用しようとする者(以下「申請者」という)は、二戸市特産品開発推進協議会が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ意匠使用申請書(様式第1号)に次の必要書類を添えて提出し、二戸市特産品開発推進協議会会長(以下「会長」という。)の許可を受けなければならない。

- (1) フィクサーの利用状況がわかる写真、印刷原稿等
- (2) その他会長が必要と認める書類

2 申請者は、意匠使用の15日前までに、意匠使用申請書を提出するものとする。

### (意匠使用の許可)

第4条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政治、選挙、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 会の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 第7条に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあるとき。
- (7) その他、会長が使用について不適當であると認めるとき。

2 会長は、前項の規定による申請を許可する場合は、意匠使用許可書(様式第2号)により申請者に通知し、にのへシャドーズのロゴ並びにフィクサーの意匠データを提供する。また、不許可とするときは、意匠使用不許可通知(様式第3号)により申請者に通知する。

3 会長は、使用許可に際し、必要な条件を付すことができる。

(イベント出演の依頼)

第5条 フィクサーにイベント出演を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、協議会が主体となって実施するイベントに出演を依頼する場合を除き、あらかじめイベント出演依頼書(様式第4号)に次の必要書類を添えて提出し、会長の許可を受けなければならない。

- (1) イベントの内容がわかるチラシ等
- (2) その他会長が必要と認める書類

2 依頼者は、出演を依頼する日の15日前までに、イベント出演依頼書を提出するものとする。

(イベント出演の許可)

第6条 会長は、前条の規定による依頼があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、出演を許可するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政治、選挙、思想若しくは宗教に関連するイベントであるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 会の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 第7条に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあるとき。
- (7) その他、会長が使用について不適當であると認めるとき。

2 会長は、前項の規定による依頼を承認する場合は、イベント出演許可書(様式第5号)により、不許可とするときは、イベント出演不許可通知(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

3 会長は、使用許可に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 意匠使用許可並びにイベント出演許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的及び用途にのみ使用し、会長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) フィクサーのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 意匠並びに貸与した物品を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。
- (5) 商品等を作成する場合、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難であるときは、現物の写真提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

- (6) 意匠使用許可時に提供する意匠データ並びにイベント出演時に撮影した写真は、生成 AI 技術を用いた加工、変形、学習データとしての利用、並びに二次生成等をしてしないこと。

(使用承認の取消し)

第 8 条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、意匠使用許可並びにイベント出演許可を取り消すことができる。

- (1) この規定に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。

- 2 会長は、前項の規定により許可を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により許可を取り消された者は、許可取消しの通知があった日以後、当該許可に係る意匠を使用してはならない。
- 4 協議会は、第 1 項の規定による取消しにより使用者に生じた損害について、その責めを一切負わない。

(損害等の責任)

第 9 条 使用者が、意匠使用並びにイベント出演によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第 10 条 この要項に定めるもののほかに必要な事項は、会長が別に定める。

(手続)

第 11 条 申請にかかる手続は、二戸市特産品開発推進協議会事務局において処理する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。